

主 文
原判決を破棄する。
本件を岐阜地方裁判所に差し戻す。
理 由

原審検察官平岡俊将の被告人Aに対する控訴趣意及被告人Bの辩护人江口三五の控訴趣意は何れも同人等各作成名義の控訴趣意書に記載する通りであり右検察官の控訴趣意に対する被告人Aの辩护人岡本治太郎の答弁の趣意は同辩护人作成名義の答弁書に記載する通りであるから茲に之を引用するが之に対する当裁判所の判断は次の通りである。

原審検察官の控訴趣意及被告人Bの辩护人江口三五の控訴趣意第一点について。本件記録に徴すると原審裁判官Cは一人で被告人Aに対する覚せい剤取締法違反各被告人Bに対する覚せい剤取締法違反各被告人Aに對する審理し証拠調為した上判決昭和三十年五月十七日の第八回公判に於て結審し同月三十日右各被告人に付被告人Aに關する部分に付夫々控訴の申立をしたのであるが記録には判決書の草稿と認むべきペン書の文書及該文書に基きタイプライターを以て印刷した裁判官Cの署名捺印契印文字の捜入削除に關する押印を欠いている点以外に於ては判決書の記載要件を具備した判決書が前記第九回公判に於ける立合書記官Dの作成に係る「右判決草稿は裁判をしたC裁判官の自筆でありこれに基き判決書をタイプライターにより印刷したものであるが同裁判官死亡の為め署名捺印することができない」と記載した書画を添附して編綴せられている右事実を徴すれば原審裁判官Cは昭和三十年五月三十日の判決宣告期日には判決書の草稿によつて判決を宣告したが其の後係員を以て該草稿に基きタイプライターを以て判決書を印刷させた処之が作成されなうに死亡した為之に署名捺印することが出来なかつたものと認められるのである。よつて叙上の如く一人の裁判官が判決書草稿に基いて判決を宣告した後判決書作成前に死亡した為判決書に署名捺印が出来なかつた場合に判決宣告し立会つた書記官が裁判官の自筆の草稿より印刷された判決書であることを認証し右印刷された判決書の内容が総て右草稿と同一である時は該判決書に裁判をした裁判官の署名捺印がなくとも判決書としての効力を有するかどうかを付考察してみると判決書は判決の内容を確認した文書であるが判決そのものではないし判決の宣告をするには判決の主文を朗読し同時に理由の要旨を告げればよいのであつて其の際判決書の作成せられていないから判決がその草稿に基いて宣告されても右判決を違法であるとは謂うことは出来ず判決そのものは有効に成立しているのであつて右判決に對しては原審検察官及被告人Bから夫々控訴したのであるから調書判決に關する刑事訴訟規則第二百九条を適用することは出来ず裁判書は作成されねばならない。而して該裁判書の作成については刑事訴訟規則第五十三条乃至第五十五条に定められておるのであつて判決書の作成者は裁判をした裁判官であり判決書の作成は該裁判官の署名捺印を以つて完成するのであるから判決書の作成に際り他人を機械的に使用し裁判官がその草稿を他人に交付して之を印刷させる行為は裁判官の作成行為を補助させるに過ぎないから斯る補助行為の介在によつて作成された判決書と雖裁判官が之に署名捺印〈要旨〉したときは之を以て裁判官の作成した判決書と謂うに妨げないが若し右判決書に裁判をした裁判官の署名捺印〈要旨〉を欠く時はその理由の如何を問わず裁判官の作成した判決書と謂うことは出来ない。従つて前記の如き裁判官自筆の判決書草稿があり之に基き印刷した判決書であることを書記官が認証したとしても該判決書を以て裁判官が作成した判決書と同一効力がある文書と謂うことは出来ない。されば原審には判決書を作成しなかつた訴訟手続上の法令違反がある。而して控訴審は第一審判決の当否を審判の対象とするものであるから完成された判決書により第一審判決の内容を調査検討しなければならぬが判決書に裁判官の署名捺印を欠くときは控訴審としては原判決の内容を知ることが出来ず斯る訴訟手続上の法令違反は判決に影響を及ぼすものと解すべきであるから論旨は理由があり原判決は此の点に於て破棄を免れない。

仍て爾余の控訴趣意についての判断を省略し刑事訴訟法第三百九十七条第三百七十九條に則り原判決を破棄し同法第四百條本文に則り本件を原裁判所に差し戻すこととし主文の通り判決する。

(裁判長判事 影山正雄 判事 栗田源蔵 判事 石田恵一)

